

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「の職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。